



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（子育て支援課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3
- 国道の供用の開始（道路管理課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 4
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課） 5
- 市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） 5
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 6
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） 6

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定・5件（下水道管理事務所） 6

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 7

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 8
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供業者の指定 10

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 12

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 27

告 示

沖縄県告示第349号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 委託した徴収事務 保育士登録手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都千代田区麴町1丁目6番地2
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり伊是名村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前田政義	伊是名村字仲田114番地
理事	宮城孝典	伊是名村字伊是名3365番地15
理事	末吉清則	伊是名村字伊是名3504番地27
理事	野村安伸	伊是名村字仲田152番地
理事	伊禮斉	伊是名村字仲田101番地
理事	名嘉正幸	伊是名村字諸見4930番地 4
理事	潮平和也	伊是名村字諸見4684番地
理事	末吉輝男	伊是名村字内花2674番地 4
理事	名嘉清光	伊是名村字内花3609番地 4
理事	名嘉治市	伊是名村字勢理客2760番地
理事	名嘉哲治	伊是名村字勢理客1545番地
監事	前田清治	伊是名村字仲田136番地
監事	知念正昇	伊是名村字内花3051番地109
監事	名嘉幸弘	伊是名村字諸見4691番地 1

任期 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	前田政義	伊是名村字仲田114番地
理事	宮城孝典	伊是名村字伊是名3365番地15
理事	野村安伸	伊是名村字仲田152番地
理事	伊禮斉	伊是名村字仲田101番地
理事	名嘉正幸	伊是名村字諸見4930番地 4
理事	潮平和也	伊是名村字諸見4684番地
理事	末吉輝男	伊是名村字内花2674番地 4
理事	末吉盛信	伊是名村字内花2708番地 1
理事	名嘉治市	伊是名村字勢理客2760番地
理事	名嘉哲治	伊是名村字勢理客1545番地

監事	前田清治	伊是名村字仲田136番地
監事	知念正昇	伊是名村字内花3051番地109
監事	比嘉正吉	伊是名村字勢理客2621番地3

沖縄県告示第351号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
本部加入区	主としてかつお一本釣漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてかつお一本釣漁業）	本部町字大浜875番地5 岸本本名 本部町字健堅1022番地 市川米夫

沖縄県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成27年6月5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市平良字久貝774番2から 宮古島市平良字久貝495番3まで	14.0m ～ 79.7m	245.0m
新	宮古島市平良字久貝774番2から 宮古島市平良字久貝495番3まで	14.0m ～ 45.4m	245.0m

沖縄県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成27年6月5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 路線名 390号
- 2 供用開始の区間 宮古島市平良字久貝859番16から宮古島市平良字久貝684番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年6月5日

沖縄県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里(1)	沖縄市大里一丁目、大里二丁目及び照屋五丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里(2)	沖縄市大里二丁目、桃原二丁目及び宮里三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高原(1)	沖縄市高原四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
高原(2)	沖縄市高原一丁目、胡屋七丁目及び字比屋根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比屋根(1)	沖縄市字比屋根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比屋根(2)	沖縄市字比屋根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比屋根(3)	沖縄市字比屋根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
久保田(1)	沖縄市久保田二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
南桃原(1)	沖縄市南桃原四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
南桃原(2)	沖縄市南桃原三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
池原(5)	沖縄市池原二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
嘉間良	沖縄市嘉間良一丁目、住吉二丁目及び中央三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り
桃原	沖縄市桃原一丁目、桃原二丁目、大里三丁目、宮里三丁目及び字古謝の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所に	地滑り

	において縦覧に供する。)	
古謝	沖縄市字古謝及びうるま市字江洲の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに沖縄市役所及びうるま市役所において縦覧に供する。）	地滑り
仲宗根	沖縄市仲宗根町、室川一丁目及び室川二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り
高原1	沖縄市高原二丁目、高原三丁目、高原四丁目、大里一丁目及び照屋五丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り
高原2	沖縄市高原三丁目、高原四丁目、高原七丁目及び字高原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り
胡屋	沖縄市胡屋五丁目及び北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所並びに沖縄市役所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
比屋根1	沖縄市字比屋根四丁目、字比屋根及び字高原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り
比屋根2	沖縄市高原一丁目、高原四丁目、字高原、字比屋根及び胡屋七丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り
与儀	沖縄市字与儀及び字比屋根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 区域区分（（仮称）浦西駅周辺地区）
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 浦添市西原六丁目及び前田三丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課

沖縄県告示第356号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、沖縄市山里第一地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名等の届出があった。

平成27年6月5日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

氏名	住所
仲宗根洋一	沖縄市山里一丁目1番5号

沖縄県告示第357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一団地（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成27年 6 月 5 日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 対象区域 沖縄県豊見城市字豊崎1番1175
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成27年 5 月20日 沖縄県指令土第559号

沖縄県告示第358号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成27年 6 月 5 日

沖縄県知事職務代理者
 沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

名 称	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日
渡嘉敷村	島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	平成27年 5 月28日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 6 月 5 日

沖縄県下水道管理事務所長 比 嘉 定 俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 990,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年 4 月 1 日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 沖縄県うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 48円60銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年 2 月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 6 月 5 日

沖縄県下水道管理事務所長 比 嘉 定 俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤（新脱水機用） 34,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号

- 3 落札者を決定した日 平成27年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄塩元売株式会社 沖縄県那覇市港町3丁目2番32号
- 5 落札金額 852円12銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年2月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年6月5日

沖縄県下水道管理事務所長 比 嘉 定 俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤（脱水用） 32,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社琉球大政産業 沖縄県南城市佐敷字手登根668番地6
- 5 落札金額 840円24銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年2月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年6月5日

沖縄県下水道管理事務所長 比 嘉 定 俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,300,000 キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年4月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社琉球テクノ産業 沖縄県宜野湾市真志喜三丁目14番14号
- 5 落札金額 41円04銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年2月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年6月5日

沖縄県下水道管理事務所長 比 嘉 定 俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備消耗品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成27年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 ヤンマー沖縄株式会社 沖縄県宜野湾市大山七丁目11番12号
- 5 落札金額 63,568,800円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年2月27日

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月5日

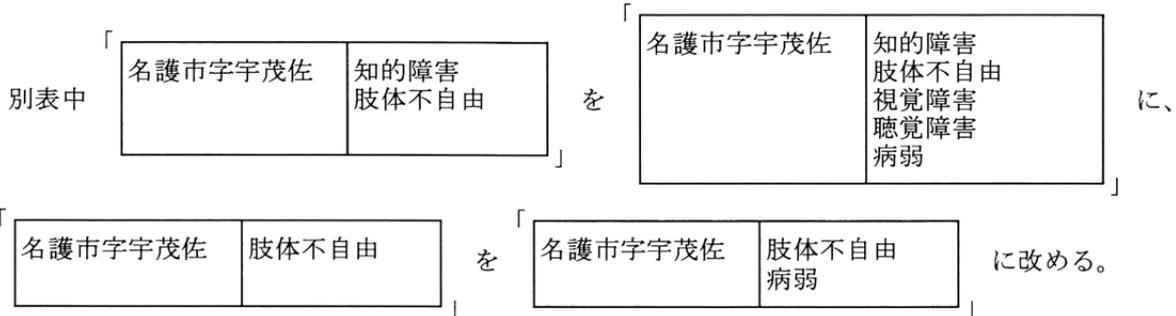
沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年6月5日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成27年7月6日（月曜日）から同月13日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成27年7月13日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考查】7月13日（月曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成27年7月9日（木曜日）から同月13日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成27年7月13日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考查】7月13日（月曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人

(2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧一級検定に合格した者

オ 旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年6月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年6月11日（木曜日）から同月17日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第74号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年6月5日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
レジャーポイント提供業	ジョイクリエイト沖縄TEA-DA	ジョイクリエイト沖縄TEA-DA (代表者) 豊里友樹	平成27年3月18日から平成28年3月17日まで
	株式会社いちまりん	株式会社いちまりん (代表取締役) 屋良朝仁	同上
	ダイビングサービスイーズ	有限会社ネイチャートレール (取締役) 横地裕	同上
	有限会社エル・ビー・カヤックステーション	有限会社エル・ビー・カヤックステーション (取締役) 中神明	平成27年4月3日から平成28年4月2日まで
	R I S E石垣島	R I S E石垣島 (代表者) 清水皓	同上
	さんご礁の海から	さんご礁の海から (代表者) 笹川淳史	同上
	フサキリゾートヴィレッジ	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	同上
	リーファーズ	リーファーズ	平成27年4月11日から

		(代表者) 坂崎宏次	平成28年4月10日まで
	株式会社シーサー那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	パラダイス倶楽部	株式会社大江戸商事 (代表取締役) 高澤俊幸	平成27年4月17日から 平成28年4月16日まで
	ダイビングサービスシードアー	ダイビングサービスシードアー (代表者) 関口正樹	同上
	有限会社うみあっちゃー	有限会社うみあっちゃー (取締役) 中川隆行	平成27年4月23日から 平成28年4月22日まで
潜水業	沖縄ダイビングサービスMANA	沖縄ダイビングサービスMANA (代表者) 大室学	平成27年3月18日から 平成28年3月17日まで
	R-STYLE OKINAWA	R-STYLE OKINAWA (代表者) 大石純久	同上
	株式会社いちまりん	株式会社いちまりん (代表取締役) 屋良朝仁	同上
	ダイビングサービスイズ	有限会社ネイチャートレール (取締役) 横地裕	同上
	ダイブショップサニーズ	有限会社サニーズプロジェクト (代表取締役) 木下敬一郎	同上
	マリクラブUMI	株式会社シーポワール (代表取締役) 西古弘憲	同上
	S. E. Pマリクラブ	S. E. Pマリクラブ (代表者) 宮崎宗	同上
	リーファーズ	リーファーズ (代表者) 坂崎宏次	平成27年4月11日から 平成28年4月10日まで
	株式会社シーサー那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	DUNK DIVING ENTERTAINMENT	有限会社服部 (代表取締役) 服部頼正	同上
	マリンスター	有限会社服部 (代表取締役) 服部頼正	同上
	アクアダイブ沖縄	アクアダイブ沖縄 (代表者) 齊藤文雄	同上
	キラールホエール	キラールホエール (代表者) 久米村治記	同上
	アルファダイブ沖縄	アルファダイブ沖縄 (代表者) 武富彰	同上
	ラピスマリンスポーツ	ラピスマリンスポーツ (代表者) 伊藤朋宏	同上
	沖縄ブルーリンク	株式会社ブルーリンク (代表取締役) 町田敬洋	同上
	パラダイス倶楽部	株式会社大江戸商事 (代表取締役) 高澤俊幸	平成27年4月17日から 平成28年4月16日まで
	ダイビングサービスシードアー	ダイビングサービスシードアー	同上

	(代表者) 関口正樹	
沖縄ダイビングショップスイミー	株式会社スイミー (代表取締役) 森藤真次	同上
沖縄ダイビングセンター	株式会社沖縄ダイビングセンター (代表取締役) 片野猛	同上

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

平成23年6月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成24年5月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成25年5月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び平成26年5月20日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月5日

沖縄県監査委員 知 念 建 次
 沖縄県監査委員 押 鐘 博 子
 沖縄県監査委員 仲 田 弘 毅
 沖縄県監査委員 渡 久 地 修

一平成22年度包括外部監査報告にかかる分 （過年度の措置状況とそれに対する評価）

1 平成11年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	【中小企業高度化資金】 包括外部監査結果報告書上はA社と匿名になっている債務者については、監査当時32億円の貸付金があり、より厳重な債権管理が必要である。	現状と今後の経営方針等を把握するとともに、経営診断を実施し経営改善指導を行った。	措置を講じたといえる。監査結果報告書でいう「厳重な債権管理」が具体的にどのようなことを指すのか明確ではない。措置を講じたと言えない。しかし、十分な担保を確保し、弁済期限が過ぎた場合は直ちに強制執行しうる状態を作ることが検討されたかどうか疑問が残る。	A社の貸付にあたっては、同社の取得した全ての土地・建物に県が第一抵当権を設定していることに加え、延滞した場合、直ちに強制執行しうる状態を作っていた。A社については平成22年6月に解散し、平成22年9月に特別清算の開始決定を受けたところである。抵当権実施によって競売を行った場合、買い叩かれて落札額が低くなる恐れがあることから、抵当権実施による回収よりも最大限の回収が見込まれる特別清算での回収を図ることとし、平成27年2月議会での議決を経て、特別清算による債権回収を実施した。また、連帯保証人より調停の申し立てがあり、特別清算による返済後の残債について、平成27年2月議会での議決を経て、裁判所を介した調停が成立し、連帯保証人に対する債権回収を実施した。	商工労働部中小企業支援課
監査意見	【中小企業高度化資金】 債務者の不誠実な動機	H12以降はH15年に1件調定したの	措置を講じたといえる。	当該貸付は、中小企業の発展のため、経営面と資金	商工労働部中小企

	<p>が明確な場合を除いて違約金の調定は控える方がよい。</p>	<p>みで、違約金の調定は行っていない。</p>	<p>しかし、客観的に見ると、債権者である不誠実な動機に基づいて判断するかどうかは、平成11年度外部監査人の意見が元金の滞り、違約金も多額になるような場合は、適切に法的回収をすべきである。</p>	<p>面から中小企業融資制度の高度化をこころなかな経営支援を金幅から、促進し、認められたいところである。平成25年度において、違約金にかかる運用方針を策定し、これに基づき違約金の取扱いを行っている。</p>	<p>業支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【中小企業設備近代化資金】債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて違約金の調定は控える方がよい。</p>	<p>違約金を含め、債権はすべて調定済み。(H15事業休止中)</p>	<p>未措置。違約金を含め、債権調定済みというのは、平成11年度外部監査の指摘を反し、違約金債権も県の財産であるところ、債務者の不誠実な動機と曖昧な基準で判断するの財産を保全する観点からは、適切である。したがって、措置を支持する。</p>	<p>違約金については、平成3年度を最後に調定を行ったところである。平成25年度において違約金にかかる運用方針を策定し、これに基づき違約金の取扱いを行っている。</p>	<p>商工労働部中小企業支援課</p>

2 平成14年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【商工労働部の人事面・予算面の弾力化が必要】観光客誘致促進やIT関連企業誘致促進などは、目的は明確であるが、そのための手段は多種多様かつ非定型な性質を帯び、少しの変化等によっても、影響を受けやすい事業である。よって、人事面及び予算面で以下の提案をしたい。 (a) 組織上も柔軟かつ</p>	<p>(a) 関係省庁（経産省、観光庁）との人事交流等を行っているが、総務部人事課における基本的な人事方針（定期人事異動）等については、変わっていない。 (b) 歳出予算の目・節に係る流用（沖</p>	<p>(a) に関して措置は講じられておらず、専門的人材育成も再検討が求められる。 (b) に関して措置を講じたことは評価できず対応が遅い。</p>		

<p>迅速な対応ができ、専門性を有する人材を育てていける組織にしていく必要があるが、現状の人事組織では、定期的（大体3年）人事異動が中心で、これらを期待することは困難である。専門的能力を有する人材を民間から途中で採用するか、内部で専門家を育てていく方法によって、柔軟かつ有効な対応が可能な組織作りを進めていく。</p> <p>(b) 目的の方向性は明確であるが、そのための戦略や戦術は流動的かつ不確実である場合、予算面での弾力化も望まれる。具体的には、観光振興課のような迅速的なアクションを必要とされる部署では、歳出予算の流用（現状では、沖縄県財務規則第24条により総務部長の承認が必要）の簡素化（例えば、担当部長決裁）を考える。</p>	<p>沖縄県財務規則第24条)を廃止し、部長限りの決裁、実現化に向けて、総務部財政課において検討しているところである。</p>		<p>交流等の推進を図ることとされた。</p> <p>(b) 流用手続について規定する沖縄県財務規則第24条第1項が改正（平成23年4月1日施行）され、これまで全ての流用手続きにおいて総務部長の承認が必要であったが、一部の経費については、所管部内での手続きが可能となった。</p> <p>具体的には、標準的経費及び政策的経費に属する事業については、一定の範囲内での所管部内の手続きが可能となった。</p>	
---	---	--	--	--

3 平成15年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	【(財)雇用開発推進機構補助金】 2 遂行状況報告書の提出についての取扱を統一する必要がある。	遂行状況報告書の提出について、統一的な考え方の検討がなされたか、これまでの経緯は把握できず。各補助金の性質が異なることから、それぞれ必要に応じて補助金交付要綱等に遂行状況報告書について定めている。	措置を講じたとは評価できない。しかし、所管課の意見にも頷ける点があるので、見解の相違といえる。	各補助金の性質が異なることから、それぞれ必要に応じて補助金交付要綱等に遂行状況報告書について定めている。	商工労働政策課

4 平成20年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	①外郭団体の全般的運営状況について効率的な運営がなされておらず、業務管理上の問題点も多い。 沖縄県土地改良事業団体連合会や(財)沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」とい		未措置。 早急な対応が求められる。	公社等外郭団体の経営は、法人としての公社等外郭団体が自主的に行うものである。 公社等への財政支援は、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」に基づき、公社等の事業の公共性、公益性の程度、	農林水産部

	<p>う。)など、職員退職金に多額の引当不足がある。現状のままでいけば、団体固有職員が将来退職する際に、規定通り退職金が支払われないおそれがある。今後の団体運営に大きな影響を与えるのは必至。 このことは、今まで運営費補助として、職員人件費や管理費等を交付しても、団体の効率的運営にほとんど役に立っていないことを意味している。 これらの団体については、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にすべきである。よりいっそうの経営合理化が求められるとともに、県においても財政支援を含む対策が早急に必要。</p>			<p>事業ごとの採算性等に留意して行われてきた。 しかしながら、農林水産部所管の沖縄県土地改良事業団体連合会については、職員退職金に多額の引当不足が発生した。 そのことから、平成21年度より退職積立金の計画的積立や団体職員の給与・手減による人件費の減額等経費節減を行っている。 その結果、平成20年度以降は、毎年1億円以上が積み立てられ、平成25年度現在引当金不足はほぼ改善していることから、引き続き指導に取り組んでいく。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【国庫補助対象離島航空路線運行費補助金】 実際は、補助対象航空機に係る部品の購入代金として行われている。つまり、補助金額は運航費（航空燃油費、機体維持費、整備費、乗務員人件費等）をもとに算出されるが、交付自体は部品の購入代金への補助として交付。 なぜこのような交付方法を採用したかについて、担当者から明確な回答なし。事業者からは使いつらいという意見があった。 部品購入代として補助せず、直接運航費として補助するシステムに改められないか再考が必要。</p>	<p>航空のインフラ整備を目的とする空港整備特別会計を財源としているため、欠損そのものではなく部品費を補助の対象としている。 県としては、実質的に赤字額を補助金算出方法の見直し等による制度の拡充について、関係道県と連携し、国に要請している。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。措置対応中である。</p>	<p>平成23年3月30日に国の制度が改正され、平成23年10月からは物件費の制限はなく、国は運航費の実績損失見込額に対し、県、市町村においては実績損失額に対して補助を行っている。</p>	<p>企画部交通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金】 事業活動収支だけを見ると、本件補助金がなくともマイナスになることはなく、財団独自の事業収入で賄い得る。 したがって、本件補助金がなくとも財団の自助努力により事業運営していくことが可能ではないか、検討すべき。</p>	<p>事業活動収支については年度ごとの事業展開によって変動があること、また安定した収入がないことから、本補助金により安定した事業運営を図る必要がある。 なお、今後はより自立的な事業運営に向けて、事業計画等を検討する予定がある。</p>	<p>未措置状況である。今後その自立的事業の運営が求められる。</p>	<p>本補助金は、沖縄県の科学技術振興を図るため、亜熱帯地域等の有する諸問題等に対し、学術調査・研究を目的とする事業に対して交付してきた。 「財団による自立的な事業運営について、検討すべき」との包括外部監査結果を受け、当該補助事業に関して同法人と協議を重ねた結果、当該補助金を平成25年度から廃止した。</p>	<p>企画部科学技術振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金】 この事業による効果がどの程度あったのか、客観的に示す必要がある。 担当課からのアンケート結果から、抽象的な回</p>	<p>各商工会等との意見交換も行い、補助事業効果の測定方法について検討しているが、事業者の成長は、当該補助事業による</p>	<p>措置はなされてない。公表もなし。措置をしなないことに対する理由」を連発。</p>	<p>本事業は、記帳や税務などの経営基盤に係る基礎的なものから、売上増、収益改善、資金繰り、経営不振など様々な経営課題に対応する相談指導を行い、小規模事業者の振興と安定に寄</p>	<p>商工労働部中小企業支援課</p>

<p>監査意見</p>	<p>【沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金】 補助金交付先は、沖縄県中小企業団体中央会。平成19年度では事業費のうち約78%が人件費補助、一人当たり人件費補助額は、約563万円、中央会職員の人件費については、ほぼ丸抱えになっている。 員外の事業者も存在し、組合と利害が衝突することもあり、公益性があるとは言えないと考えられる。 県は、従来からある事業だからと言って、そのまま継続するのではなく、すでに単事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべきである。</p>	<p>事業効果の必要性、有効性の観点から中央会が事業に対するニーズ調査を実施し、事業効果の精査及び見直しを行った。その結果、H22年度よりパソコン教室の常設の廃止、研修会数の減、受講人数の半減に伴う経費削減等、削減額約7,333千円削減。 また、人件費については県の給与減額措置と同様に中央会職員についても減額措置を実施し、約682千円削減。</p>	<p>実質的に、これと併せて評価する。公表もなし。沖縄県中小企業団体中央会への人件費補助金を廃止すべきである。驚くべき事態(天降り)→人件費補助→県政翼賛システム)は、この中央会だけではなく、外郭団体の全てにわたり、三独立した第三や会計監査官鎖が必要と考える。</p>	<p>人件費単価の算出にあたっては、単価に中小企業・平成21年度に併せて削減し、平成22年度に人事委員会の実態調査結果に基づき、給与及び賞与等を削減した。平成23年度以降においても、期末手当の給与率を低減する等、県に講じた措置を講じている。 平成23年度には第1次中央会強化計画(平成14年度～19年度)の成果の検証を行うとともに、第2次中央会強化計画(平成24年度～28年度)を策定し、以後、事業実施のあり方について中央会が主体的に検討を行っており、これらを踏まえ、事業者の利益に貢献する事業実施とその効果測定を行うこととしている。 県内の小規模・零細企業の経営基盤強化策として組合制度(組織化・協業化)は有効であり、制度利用にあたって中央会による支援事業は必要であると考えており、事業効果の検証に努めていきたい。 なお、沖縄県中小企業団体中央会への県職員OBの在籍や派遣等はない。</p>	<p>商工労働部 中小企業支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【畜産担い手育成総合整備事業費】 計画段階において事業効果を算定。総便益>総事業費≥1であれば事業効果が確保されていると考えているようである。</p>	<p>部内で検討中である公共事業事前評価制度により、事後は事業効果を検証していく。</p>	<p>当該事業も丸外注業者へ注ぎ外注可能な可能性がある。必要があっても、それが随意的根拠としない、と考える。</p>	<p>これまで建築工事を管理は一体管理が業務的、コスト的に効率的であると判断し、建築工事管理を随意契約としてきた。 しかし平成22年度の指摘などを踏まえ、建築工事管理においても、競争入札を導入したうえで、個別に契約し対応している。</p>	<p>農林水産部 畜産課</p>

〈財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点〉

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査結果	<p>「男女共同参画社会」の美名のもとに思考停止に陥る等のおそれなしとはできない。 おきなわ女性財団及びびいるに限らず、県関連の施設・団体については、存在目的の検証や目的と施設・制度の存在に合理的な関連性があるか検討し続けるべき。その説明責任は沖縄県にある。</p>	<p>おきなわ女性財団については、平成24年11月に公益財団法人への移行認定を申請したことから、県において公益性についての検討を行い、平成25年3月に公益財団法人として認定した。財団は、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として公益事業を実施しており、平成25年4月からは、公益財団として定期的に事業報告の確認や立入検査を実施し、公益事業の継続性について確認しているところである。 男女共同参画センターについては、指定管理者制度を導入していることから、目的に沿った施設利用がなされているか等について毎年度、モニタリングを実施し、その結果については、沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会にて検証した後、県ホームページで公表している。 また、指定管理者の選定にあたっては、センターの設置目的を理解し、設置目的を達成するための十分な能力があ</p>	<p>子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課</p>

るかを審査項目として審査を行い、その結果については、
県で公表している。

一平成23年度包括外部監査報告にかかる分一

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【MICE誘致・開催推進事業】 事業全体のスキームについて、県とOCVBのみで事業が完結されている印象が拭えない。 情報の集積及び営業活動（誘致事業）をともにOCVBが握っていることは、民間企業の市場競争という外部に晒された中で、柔軟な発想・機動性・業務の効率化能力を有効に活用することができないのではないかとと思われる。</p>	<p>当事業は、本県の観光施策を踏まえて事業の企画立案を県が行い、具体的な執行をOCVBへ委託している。 監査意見として、事業全体のスキームについて、県とOCVBのみで事業が完結されている印象が拭えないという指摘があるが、県としては観光業界の意見を集約・調整する機能をもったOCVBと事業実施しているものと認識している。 OCVBは、観光業界の意向を集約しリードするとともに、沖縄観光の総合窓口となり、観光客の誘致及び受入、各種コンベンションの推進等について先導的役割を担っている。 本事業においては、OCVBが沖縄県全体のセールスマンとして県外・海外のMICE商談会やセミナーに参加することで、民間企業が単独で行う営業活動より幅広く・より多くのMICE案件情報を獲得し、それらを県内民間企業に情報提供することでMICE誘致に繋げていることから、OCVBと民間企業の連携により誘致活動を実施している。 また、県の企画立案を踏まえOCVBが事業を執行するに当たり、企画競争による業者選定を含めてOCVBからの再委託という手法で民間活力を活用しており、柔軟な発想・機動性・業務の効率化を図っている。企画競争を行うにあたっては、観光業界に精通し、かつ、中立的な立場にあるOCVB以外にあり得ないと現段階では考えている。なお、OCVBの位置付けについては、部内において議論を行っているところであり、OCVBが担うべき役割を明確にする中で、委託や再委託の手法の妥当性についても検討し、必要に応じて説明責任を果たしていきたい。また、OCVBが事業執行するにあたっては、航空会社や旅行会社とタイアップしてプロモーション等を行うなど、県、OCVB、観光関連事業者と連携した取組みを従来から実施しており、今後ともお互いの役割分担を認識しつつ、引き続き連携しながら、事業実施していきたいと考えている。</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【MICE誘致・開催推進事業】 今後の観光業は、他との差異を認識させ、発信する企画能力がより重視される。OCVBが情報収集力及びコーディネーターとしての専門家集団であるとの県の認識を踏まえ、「参画と責任」および「選択と集中」の原理により企画段階での業務にOCVBを特化させる方が合理的である。</p>	<p>当事業は、本県の観光施策を踏まえて事業の企画立案を県が行い、具体的な執行をOCVBへ委託している。 監査意見として、「選択と集中」の原理に基づきOCVBは企画業務に特化し、その他の実働業務については「参画と責任」の原理に基づき民間に委託させる方が合理的であるという指摘があるが、先に述べたとおり、当事業は県が企画立案し、OCVBが事業執行している関係にある。ただし、県が企画立案する際、これまで事業執行を通じて観光業界と直に接しているOCVBの意見を反映させながら企画立案しているところである。また、民間への委託については、現状においてもOCVBからの再委託という手法で実施しており、企画競争も行われている。企画競争を行うにあたっては、観光業界に精通し、かつ、中立的な立場にあるOCVB以外にあり得ないと現段階では考えている。なお、OCVBの位置付けについては、部内において議論を行っているところであり、OCVBが担うべき役割を明確にする中で、委託や再委託の手法の妥当性についても検討し、必要に応じて説明責任を果たしていきたい。また、OCVBが事業執行するにあたっては、航空会社や旅行会社とタイアップしてプロモーション等を行うなど、県、OCVB、観光関連事業者と連携した取組みを従来から実施しており、今後ともお互いの役割分担を認識しつつ、引き続き連携しながら、事業実施していきたいと考えている。</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【MICE誘致・開催推進事業】 商談会において実施されるアンケート調査の結果をもとに必要な改善事項を抽出し、次回以降どのように改善されたかという問題意識を持つ必要がある。</p>	<p>セミナー・MICEプロジェクト等において実施している、参加事業者（県内・県外・海外）に対するアンケートを基に、次回以降への改善につなげるよう事業計画を検討構築している。 具体的には、平成23年度沖縄MICEプロジェクトにおいて県外・海外からバイヤーを招聘して商談会及び県内視察等を実施したところ、バイヤーアンケートにて「バイヤーの業種によって興味・関心が異なるため視察行程を複数用意</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課

		<p>した方が良い」という意見があったため、改善事項として平成24年度沖縄MICEプロジェクトにてその意見を反映させた。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【コンベンション振興対策事業】 「選択と集中」の原理に基づき企画業務にOCVBは特化し、その他の実働業務については「参画と責任」の原理に基づき民間に委託し、「連携と交流」という振興計画の理念を実現するという方向性について検討する余地がある。</p>	<p>当事業は、本県の観光施策を踏まえて事業の企画立案を県が行い、具体的な執行をOCVBへ委託している。 ただし、県が企画立案する際、これまで事業執行を通じて観光業界と直に接しているOCVBの意見を反映させながら企画立案しているところである。また、民間への委託については、現状においてもOCVBからの再委託という手法で実施しており、企画競争も行われている。企画競争を行うに当たっては、観光業界に精通し、かつ、中立的な立場にあるOCVB以外にあり得ないと現段階では考えている。なお、OCVBの位置付けについては、部内において議論を行っているところであり、OCVBが担うべき役割を明確にする中で、委託や再委託の手法の妥当性についても検討し、必要に応じて説明責任を果たしていきたい。また、OCVBが事業執行するに当たっては、航空会社や旅行会社とタイアップしてプロモーション等を行うなど、県、OCVB、観光関連事業者と連携した取組みを従来から実施しており、今後ともお互いの役割分担を認識しつつ、引き続き連携と交流を図りながら、事業実施していきたいと考えている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【観光誘致対策事業】 OCVBのあり方については前2事業と同様に検討する余地があると思われる。 (先に考察した事業について) ・事業全体のスキームについて、県とOCVBのみで事業が完結されている印象が拭えない。 ・「選択と集中」の原理に基づき企画業務にOCVBは特化し、その他の実働業務については「参画と責任」の原理に基づき民間への委託について検討する必要がある。</p>	<p>当事業は、本県の観光施策を踏まえて事業の企画立案を県が行い、具体的な執行をOCVBへ委託している。 監査意見として、事業全体のスキームについて、県とOCVBのみで事業が完結されている印象が拭えないという指摘があるが、県としては観光業界の意見を集約・調整する機能を有したOCVBと事業実施しているものと認識している。 OCVBは、観光業界の意向を集約しリードするとともに、沖縄観光の総合窓口となり、観光客の誘致及び受入、各種コンベンションの推進等について先導的役割を担っている。 「選択と集中」の原理に基づき企画業務にOCVBは特化し、その他の実働業務については「参画と責任」の原理に基づき民間に委託させる方が合理的ではないだろうかという指摘があるが、先に述べたとおり、当事業は県が企画立案し、OCVBが事業執行している関係にある。ただし、県が企画立案する際、これまで事業執行を通じて観光業界と直に接しているOCVBの意見を反映させながら企画立案しているところである。また、民間への委託については、現状においてもOCVBからの再委託という手法で実施しており、企画競争も行なわれている。企画競争を行なうにあたっては、観光業界に精通し、かつ、中立的な立場にあるOCVB以外にあり得ないと現段階では考えている。なお、OCVBの位置付けについては、部内において議論を行なっているところであり、OCVBが担うべき役割を明確にする中で、委託や再委託の手法の妥当性についても検討し、必要に応じて説明責任を果たしていきたい。また、OCVBが事業執行するにあたっては、航空会社や旅行会社とタイアップしてプロモーション等を行うなど、県、OCVB、観光関連事業者と連携した取組みを従来から実施しており、今後ともお互いの役割分担を認識しつつ、引き続き連携しながら、事業実施していきたいと考えている。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【児童健全育成補助事業】 学校の余裕教室の活用は利便性や安全性の観点からも望ましいが、市町村の教育委員会と市町村の担当課との調整が円滑に行われない等により、学校の余裕教室の活用は思うように行われていない。これも実施している事業を第三者的な部局が評価を行っていないため、必然的にこのような結果が生まれる。仮に他の部局が事業の評価を行えば、現在の状況について改善を勧告する等フィードバックが必ず働く(そうでないと、評価を行った部局の責任が問われる。)自己評価とい</p>	<p>本県では、放課後児童クラブの学校内実施(学校の余裕教室と学校内施設をあわせたもの)が全国と比較して低い状況にある。 そのため、放課後児童クラブの学校内実施(公的施設活用)を促進するため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、平成24年度から平成33年度を事業期間とした『放課後児童クラブ支援事業』を実施している。 当該事業において、放課後児童クラブの公的施設活用に向けた市町村の教育委員会や学校などの教育部門と福祉部門の連携を支援するとともに、放課後児童クラブの学校内設置を促進するため、市町村に対し、放課後児童クラブを学校内に設置する場合の施設整備補助を行っている。 また、市町村の教育委員会と市町村の担当課との調整が円滑に行われるよう、県においても教育庁と子ども生活福祉部において、お互いの課題等を共有し、連携することにより円滑な事業執行に努めている。 また、当該事業については、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」に位置づけられており、当該実施計画は、企画部</p>	<p>子ども生活福祉部 子育て支援課</p>

	<p>う制度は情報のフィードバックという意味において機能していないと考えざるを得ない。</p>	<p>においてPlan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のPDCAサイクルが導入されていることから、毎年度、事業の推進状況や成果指標の達成状況をとりまとめ検証を実施している。 当該実施計画は、毎年度、実施報告書を作成しており、県(企画部)ホームページにおいて公表するとともに、県民から広く意見を募集しており、県民意見を施策の改善の参考としている。</p>	
<p>ー平成24年度包括外部監査報告にかかる分ー</p>			
指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【スマートエネルギーアイランド基盤構築事業】 調査系の業務であり、公募するだけでなく、企画競争を行わせる余地があったものと考えられる。また、金額的に約63百万円と非常に高く、随意契約ではなく、総合評価方式などの選定方法も検討する余地があったものと考えられる。</p>	<p>本事業の受託者選定に際し、随意契約ではなく総合評価方式などにより企画競争を行わせる余地があったとの指摘を受けているが、南西地域産業活性化センターが受託した事業については、公募をかけて応募のあった2者に対し、提案書の提出とプレゼンテーションを実施、内容を審査した上で選定した事業者と随意契約を締結している。 なお、価格については点数化していないが、提示した価格の範囲内でより優れた企画提案を行った応募者を選定しているところである。</p>	<p>商工労働部産業政策課</p>
監査意見	<p>【スマートエネルギーアイランド基盤構築事業】 (総合評価方式などの選定方法の検討について)再委託先に対しても適正な選定が行われるよう選定方法についての指導を行う必要があったものと考えられる。今後は、総合評価方式等の多様な選定基準や再委託先への必要性も盛り込んだ沖縄県としての統一的な調達方法を定める必要がある。</p>	<p>本事業のうち、宮古島市が受託した事業では、再委託した業務のうち競争により受託者を選定することができる業務については、公募型プロポーザルを実施し、企画提案の内容を審査した上で事業者を選定しており、それ以外の業務については業務の特殊性等を考慮して、特命による随意契約により委託している。 また、平成25年度より実施している類似事業については、再委託先の選定については県が関与した上で決定し、事業を実施しているところである。 今後は、平成27年3月に策定された「沖縄県随意契約ガイドライン」に基づき、本事業の執行に当たっては、県民に対する説明責任を果たすため、契約内容を公表するとともに、適用理由等を明確に整理し、適切な契約事務を行う。</p>	<p>商工労働部産業政策課</p>
監査意見	<p>【ものづくり基盤高度化支援事業】 随意契約であり、今後は、告知の仕方、仕様内容等に改良を行い、競争性の原理を発揮させることが望まれる。</p>	<p>当該事業が平成23年度で終了となったため、平成24年度の新規事業である「オキナワものづくりネットワーク構築事業」において、競争性の原理が発揮されるよう、委託先の公募に際し、ホームページ上で募集要綱及び委託業務仕様書を公開した。また、委託先の選定方法はプロポーザル方式により事業者を選定し随意契約を実施した。</p>	<p>商工労働部ものづくり振興課</p>
監査意見	<p>【就職困難者総合就職支援事業】 企画競争あるいは公募を行わず県庁サイドの判断で締結した随意契約については、その内容については公表し、その他のパートナーが存在していないかテストする必要はあるものと考えられる。</p>	<p>当該事業は平成23年度に終了しているが、その他の課で締結する委託契約は、企画提案公募を経て締結されており、受託希望者の応募の機会及び契約事務の透明性・公正性の確保に努めている。 今後随意契約を締結する場合は、平成27年3月に策定された「沖縄県随意契約ガイドライン」に沿って行い、適正な契約事務の実施に努めていくこととする。</p>	<p>商工労働部労働政策課</p>
監査意見	<p>【緊急雇用創出事業理事特例基金活用事業】 当事業の受託者の実績についても、各コンソーシアムで、研修内容や取得を目指した資格が異なるので、事業終了後の継続雇用者数だけで優劣をつけることはできないが、今後に活かす有用な情報は存在するはずなので当該情報の抽出・繰越が必要である。</p>	<p>受託者の実績については、継続雇用者数などの直接的な成果のみならず、例えばアンケート結果の内容や合同企業説明会・面接会などの開催回数などの成果についても取りまとめたうえで、平成26年度より、ホームページや冊子配布により公開している雇用政策課業務概要に記載することで情報の抽出・繰越を行っている。</p>	<p>商工労働部雇用政策課</p>
監査意見	<p>【子育てママの就職技術力向上支援事業】</p>	<p>今後は、平成27年3月に策定された「沖縄県随意契約ガイドライン」に基づき、個々の契約事案にかかる随意契約</p>	<p>商工労働部雇用政</p>

<p>当事業は社会福祉という公的性質の特に強い契約内容であり、委託先として、上記団体の他に候補が存在しないというのであれば同団体と随意契約を締結するのはやむを得ないが、やはり潜在的なパートナーを模索するためにも随意契約の内容は公表する必要がある。</p>	<p>の適否については、各々の契約条件等に即して適切に判断するとともに、結果として特定の団体と随意契約を締結するに至った場合においても、その契約内容及び適用理由等を県民に対して公表し、契約事務の透明性、信頼性を保持することとする。</p>	<p>策課</p>
<p>【沖縄観光サポーター事業】 OCVB以外の最適な官民協働のパートナーの潜在的な可能性を排除するには企画競争や公募を行うなどして客観的に検証するしかない。そのような検証作業を行わない限り「最適」との結論は導き出せるはずがない。同様な事例で慎重に言葉を選んで「適格」と表現しているものがあった。地方自治法等では一般競争入札が原則であり、法の趣旨を骨抜きにしないためにも、安易に随意契約とすべきでないと考ええる。</p>	<p>本事業は、求職者に対して地域資源を活用した研修や外国人観光客に対応するための研修を実施した後、県内の各観光関連産業での現場業務に従事させることにより、観光人材の育成を図っていくものである。OCVBは観光人材育成センターを設置し、各種の人材育成事業を実施してきた実績があり、また県内の観光関連産業の活動状況にも精通していることから、本事業の円滑な執行が図られると判断し、随意契約を行ったものである。監査での指摘もあり、当該で行う観光人材育成事業について、平成24年度及び平成25年度は企画提案による公募を行い受託者を決定した。民間事業者が委託事業者となった際、企画体制や執行体制にも立ち入る事業であるため、競合関係にある同業種の民間事業者は応募しにくくなる等実施に支障をきたすことが課題として挙げられた。よって、公的性質を有するOCVBへ委託する方が適切であると判断し、平成26年度はOCVBとの随意契約を行った。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>【沖縄観光サポーター事業】 随意契約を締結した相手先以上に適切な候補者が存在する可能性、今後育つ可能性を考慮し、随意契約の内容については公表すべきである。</p>	<p>「公社等の指導監督要領」（平成26年3月改正）に基づき、平成25年度分の随意契約の状況について、平成26年10月に県のホームページにおいて公表した。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>【観光誘致対策事業費】 新しいNPO等が現れ、沖縄県とともに21世紀ビジョンを推進していく可能性もある。したがって、公社等外郭団体との随意契約はその理由を含めて公表する必要はやはりあるものと言え、これについても公表を行うべきと考ええる。</p>	<p>「公社等の指導監督要領」（平成26年3月改正）に基づき、平成25年度分の随意契約の状況について、平成26年10月に県のホームページにおいて公表した。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>【外国人観光客誘致強化事業】 公社等外郭団体との随意契約は公表し、より最適な官民協働のパートナーシップの模索を実施していくべきである。</p>	<p>「公社等の指導監督要領」（平成26年3月改正）に基づき、平成25年度分の随意契約の状況について、平成26年10月に県のホームページにおいて公表した。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>【沖縄観光振興強化事業】 公社等外郭団体との随意契約の内容及び理由について公表を行い、将来的な企画競争等に向けての準備を少なくとも行う必要がある。</p>	<p>「公社等の指導監督要領」（平成26年3月改正）に基づき、平成25年度分の随意契約の状況について、平成26年10月に県のホームページにおいて公表した。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>【万国津梁館管理事業費】 指定管理者における採点基準も、民間の参入を促進して、行政コストの削減、及び住民サービスの維持向上を達成できる候補者が選定されるようにすべきである。この点、採点基準の「県費負担額等」には10点しか配点されていない</p>	<p>監査の意見は、指定管理者（候補者）を選定する際の採点基準について、行政コストの削減を重要視する観点から採点項目（14項目）の一つとなっている「県費負担額等」を他の項目よりも高い配点にすることを求めるものである。その趣旨は、行政コストの削減及び住民サービスの維持向上を実現するため、そのノウハウを有する民間事業者の参入を促進させることを狙いとするものであり、指定管理者制度の趣旨に合致するものであると考えられる。指定管理者制度を導入している施設において行政コスト</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

	<p>い。採点基準上、指定管理料の削減に對するウエイトが軽すぎると考える。県は行政コストの削減をより重要視すべきである。</p>	<p>を削減するためには、指定管理者に支払われる指定管理料を増額と管理運営経費の節減の結果として達成されるものである。各採点項目は、申請者から提出された事業収支の数値目標を具体的に実現していくための取組内容等について、多角的な観点から検証するための項目となっており、それぞれの項目が行政コストの削減に向けた重要なものとなっている。</p> <p>また、採点項目と配点については、外部の有識者を委員とする指定管理者制度運用委員会において審議された上で決定しており、制度目的を達成するための客観性も確保されている。</p> <p>更に、平成23年度、平成26年度の指定管理者（候補者）の選定も同採点基準により行われているが、結果として民間事業者が選定されており、民間事業者の参入障壁になっているような状況にはない。</p> <p>以上のことから、県としては、現在の採点基準においても制度目的の達成するために最適な事業者を選定することは可能であると認識しており、現行の採点基準に問題は無いと判断している。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【万国津梁館管理事業費】 指定管理者選定時の採点結果を見ると、公正な採点が行われたのか疑念がある。例4人の選定委員のうち一人は、OCVBが、全ての評価項目で完璧であるとして100点としている。また、資料1「万国津梁館の指定管理者候補選定について」には、「OCVBとT社の経営状態を比較すると、自己資本比率等経営状態がOCVBの方が良い。安定した施設運営が期待できる。」と記載されている。OCVBを指定管理者に選定するという結論ありきの選定であったのではないかと疑念を抱いてしまう。</p>	<p>監査の意見は、平成22年度に実施された指定管理者（候補者）の選定において、一人の委員がOCVBの申請内容に対して100点の評価をしていることから、選定作業の公正性に疑念を持つものである。</p> <p>指定管理者（候補者）の選定は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（総務部行政管理課）」において「公募の原則」が示されており、複数の申請者の中から制度目的を達成するために最適な者が選定されることは必須事項である。</p> <p>指定管理者（候補者）を選定した委員会は、運用方針に基づき、①学識経験者 ②財務に精通する者 ③施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者 ④施設利用団体（者）を代表する者で構成されており、それぞれの専門分野に基づく異なる観点から申請者の評価が行われたものと考えている。</p> <p>また、同委員会の運営要綱では、委員は利害関係者の評価に参加できないことになっているほか、指定管理者の募集要項においても、委員会の委員と利害関係にあるものは、応募申請の資格要件を満たさないことになっており、申請者の審査に対する公平性は保たれている。</p> <p>更に、申請者に優先順位をつける際には、各委員の評価点の平均点に基づき行われることになっており、個々の委員の恣意性は排除される仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、平成22年度の選定作業は公正性に行われたものと判断している。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【万国津梁館管理事業費】 各選定委員の項目別の採点結果を公表してはどうだろうか。スポーツ競技の採点では、審判が自らの関連者には有利な採点をしないように最高点と最低点を除外する場があるが、この場合と同様に、恣意的な採点を防止する効果があると考えられる。</p>	<p>監査の意見は、指定管理者（候補者）の選定にあたり、選定委員の恣意性を排除し公正な選定が行われるようにするため、各委員の採点結果及びその詳細を公表することについて検討を求めるものである。</p> <p>指定管理者（候補者）の選定は、制度目的を達成するために最適な者が選定されることは必須事項であるとともに、制度運用を通じて指定管理業務の品質向上に対する適切な競争性が促進されることは、制度趣旨に合致するものである。</p> <p>選定結果については、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（総務部行政管理課）」に基づき、選定手続の公平性、透明性を確保する観点から公表することとしており、公表する内容については、他の指定管理制度導入施設と同様に、同方針で示されている例示に倣って行われている（委員毎の採点結果は公表していない）。</p> <p>また、現在の選定手続においても、申請者に優先順位をつける際には、各委員の評価点の平均点に基づき行われることになっており、個々の委員の恣意性は排除される仕組みとなっている。</p> <p>更に、各選定委員の採点結果を公表することは、委員個人に対して悪い影響を招くことも想定され、結果として公正な評価の妨げになることも懸念されるほか、評価結果については選定基準の大項目（6項目）毎に公表しているため、他の申請者と申請内容の優劣を比較することも可能と</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>

		<p>なっている。 以上のことから、現時点では、各選定委員の項目別の採点結果を公表する必要性は無いと考えている。</p>	
監査意見	<p>【万国津梁館管理事業費】 応募者側にとっても、どのような部分が他の候補者より優れていたか、あるいは劣っていたかが選定委員の公正な採点結果により明らかになる結果、指定管理業務の品質向上に対する適切な競争性が促進されるのではないかと考えられる。</p>	<p>監査の意見は、指定管理者（候補者）の選定にあたり、選定委員の恣意性を排除し公正な選定が行われるようにするため、各委員の採点結果及びその詳細を公表することについて検討を求めるものである。 指定管理者（候補者）の選定は、制度目的を達成するために最適な者が選定されることは必須事項であるとともに、制度運用を通じて指定管理業務の品質向上に対する適切な競争性が促進されることは、制度趣旨に合致するものである。 選定結果については、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（総務部行政管理課）」に基づき、選定手続の公平性、透明性を確保する観点から公表することとしており、公表する内容については、他の指定管理制度導入施設と同様に、同方針で示されている例示に倣って行われている（委員毎の採点結果は公表していない）。 また、現在の選定手続においても、申請者に優先順位をつける際には、各委員の評価点の平均点に基づき行われることになっており、個々の委員の恣意性は排除される仕組みとなっている。 更に、各選定委員の採点結果を公表することは、委員個人に対して悪い影響を招くことも想定され、結果として公正な評価の妨げになることも懸念されるほか、評価結果については選定基準の大項目（6項目）毎に公表しているため、他の申請者と申請内容の優劣を比較することも可能となっている。 以上のことから、現時点では、各選定委員の項目別の採点結果を公表する必要性は無いと考えている。</p>	文化観光 スポーツ 部観光振 興課
監査意見	<p>【沖縄文化産業活性化事業】 事業において構築されたシステムやコンテンツ等、事業実施過程で蓄積されたノウハウ等は事業終了後にはどうなるのであろうか。事業終了後に実施報告書を提出させ、委託側と受託側はお互いに役目が完了ということの良いのだろうか。事業実施過程において生じたこれらのシステムやノウハウ等は沖縄県の無形財産である。また、今後類似する事業が実施される場合には参考とすべきであり、事業終了後も一定期間は管理する必要がある。</p>	<p>当該事業で構築されたシステム等については、引き続き委託事業者で運用されており、県から義務を課してはいないが、多くのユーザーが閲覧するOCVBの「おきなわ物語」や那覇市観光協会「那覇まちま〜い」のサイトに配信し、効果的なイベント情報の集積と提供を図っている。 また、当該情報は、県外の沖縄料理店・物産店、わしたショップ等、県内ではゆいレールの主要駅、観光案内所、公共ホール、ライブハウス、カフェ、書店等で発信され、多くの県民、観光客等に活用されている。</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課
監査意見	<p>【沖縄文化産業活性化事業】 県は委託先に対して、事業終了後も構築されたシステムやコンテンツ等の状況についての一定期間報告義務を課し、情報についてのフィードバックを行い、これらの無形財産が積極的に活用されるような仕組みを検討すべきであるとする。</p>		
監査意見	<p>【博物館・美術館指定管理費】 水道光熱費の省エネ対策は行っているか。</p>	<p>平成25年度に省エネ診断を受診。また、指定管理者において全国ビルメンテナンス協会主催の研修を受講し、こまめな切電や職員・スタッフ用廊下等の蛍光灯の間引きを行うとともに、エコチューニング（エネルギー消費機器の管理運転改善）を平成26年6月より実施するなど、省エネ対策を行っている。</p>	文化観光 スポーツ 部文化振 興課
監査意見	<p>【博物館・美術館費】 博物館・美術館費に該当す</p>	<p>平成24年度より健全な企画競争が行われるよう県財務規程に則った契約手続を行っており、平成24年度においては</p>	文化観光 スポーツ

	<p>る33契約、59,550千円は全て随意契約となっている。博物館・美術館という業務の特性上、随意契約となることは無理からぬ結果と理解できるが、企画競争が行えるものがないか絶えず検証する作業は必要であろう。</p>	<p>委託契約28件中、指名競争入札3件、企画提案公募1件を実施している。</p>	<p>部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【スポーツ・ツーリズム推進基盤強化事業】 プロサッカーの試合が開催可能な競技場を建設する予定の金武町のような自治体も存在している。個別自治体に補助を行い誘致活動についても自治体間で競争させることにより、より効果的な施策の達成を試みるという選択も検討の余地があるのではないか。</p>	<p>平成23年度当時、サッカーキャンプ誘致は、新たな取組であったため、県内唯一のプロサッカーチーム「FC琉球」を運営する(株)沖縄ドリムファクトリーの人脈やノウハウを活用し、実施する必要があったため、随意契約を行ってきた。その成果もあり、平成25年度は過去最高14チームの誘致が実現した。 全県的な誘致事業として県が取り組むことで、いくつかの市町村によっては、独自でキャンプ誘致に取り組み始めてはいるが、依然、プロ野球と同じような定着化までには至っていない。 平成26年度においては公募により事業者を選定し、引き続き県が全県的な誘致事業を展開した結果、平成26年度の誘致件数は平成25年度の実績を更に上回り、好調に推移している。キャンプの定着化、集積化を図ることができれば、誘致事業について市町村が主体となって取り組む新たな展開を図ることも考えられる。県が補助を行うことなく、自治体が主体的にキャンプ誘致を行うことができる。 また、キャンプ誘致について課題とされるインフラ整備等についても、市町村、民間、関係団体等と連携を図りつつ事業を展開しているところである。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【スポーツ・ツーリズム推進基盤強化事業】 キャンプ誘致は、受託業者の努力だけでは対応が難しい問題も多く、インフラ整備等の総合的なバックアップが必要不可欠であることが分かる。スポーツ・ツーリズムを推進していくのであれば、21世紀ビジョンの一つの柱である民間、企業、市町村との協働による沖縄県としての総合的な取り組みが必要であろう。</p>	<p>情報発信強化事業については、平成23年度で終了したところであるが、類似事業として平成24年度からは、「スポーツキャンプ訪問観光促進事業」を実施しており、当該事業は企画公募により事業を遂行している。 今後とも、効果的な事業執行と適正な予算執行の観点から、適切に事業を推進していく。</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【スポーツ・ツーリズム推進基盤強化事業】 情報発信強化、すなわち広報活動については、プロフェッションであるマスコミや広報代理店等がOCVBより格段に優れている点が多い。少なくとも企画競争・公募を行うのが行政としては誠実な対応であったと考える。なお再委託先はOCVBにとって企業会計で定義されるところの関連当事者に該当する可能性がある。そうであれば、沖縄県は、なおさら企画競争・公募を行うべきであったと考える。</p>	<p>国民体育大会派遣業務を体育協会に随意契約する主な理由としては、 ①日本体育協会・文科省・開催県が主催する国民体育大会はその大会実施要項において「県体育協会会長及び競技団体会長が連署の上、日本体育協会会長あてに報告する」ことが参加方法として記されていること。 ②国民体育大会へ選手が出場するには、都道府県体育協会に加盟している競技団体からの報告が必要であり、文部科学省、沖縄県、日本体育協会等との調整や大会開催までの開催県や競技団体等との日程調整等の業務が円滑に行えること。 ③65加盟競技団体を統括する機関として、沖縄県勢が大会でよい成績を収めるための書類選考等を行っていることがある。 また、県が21世紀ビジョンにおいて、施策展開を図っている「競技スポーツにおけるトップアスリートの育成」を円滑に行うには、県は各競技団体との連携を図る必要があるが、そのためには県内65団体を統括する唯一の団体で</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【競技力維持・向上対策事業費】①随意契約の継続年数について 企画競争および公募なしの随意契約について、その正当性を持つ団体であるとは思われる。しかしながら、平成23年度までの契約の継続実績は24年にも及ぶ。第2次沖縄振興開発計画からスタートし、第3次沖縄振興開発計画を駆け抜け、直近の沖縄振興計画に至るまでのロングランである。しかし、昭和が終焉し平成を迎え、20世紀は過ぎ去り、今や21世紀ビジョンの時代である。すでに新たな官民共同のパートナーが現れているか</p>	<p>国民体育大会派遣業務を体育協会に随意契約する主な理由としては、 ①日本体育協会・文科省・開催県が主催する国民体育大会はその大会実施要項において「県体育協会会長及び競技団体会長が連署の上、日本体育協会会長あてに報告する」ことが参加方法として記されていること。 ②国民体育大会へ選手が出場するには、都道府県体育協会に加盟している競技団体からの報告が必要であり、文部科学省、沖縄県、日本体育協会等との調整や大会開催までの開催県や競技団体等との日程調整等の業務が円滑に行えること。 ③65加盟競技団体を統括する機関として、沖縄県勢が大会でよい成績を収めるための書類選考等を行っていることがある。 また、県が21世紀ビジョンにおいて、施策展開を図っている「競技スポーツにおけるトップアスリートの育成」を円滑に行うには、県は各競技団体との連携を図る必要があるが、そのためには県内65団体を統括する唯一の団体で</p>	<p>文化観光 スポーツ 部スポーツ 振興課</p>

	もしれない。	ある県体育協会と強固な連携は不可欠である。県体育協会に設置されている委員会の一つ、競技力向上対策委員会の委員長は、県勢の活躍を促すことから文化観光スポーツ部の統括監がその役を担い、これは県と県体育協会が一体となり競技力向上対策及びスポーツ振興を図る目的によるものである。 そのような観点から、ご指摘のある本業務を円滑に、またそれと合わせて競技力を向上させるためには県体育協会に委託を行うことでしか本事業の目的は達成できないものとする。	
監査意見	<p>【競技力維持・向上対策事業費】②補助との代替可能性の検討</p> <p>委託料の対象経費の大半が旅費となっているため、将来的に消費税率が上昇した場合には事業の原資が減少するのではないかと懸念がある。この事業の社会的な公益性を捉え、また昭和62年以前においては補助金という形で給付が行われていたことを鑑みれば、現在の委託という形ではなく、補助という形へ切り替えることを検討しても良いものと思われる。</p>	<p>沖縄県で開催された「海邦国体」を機にスポーツの振興、競技力の維持・向上を図り、今後さらなる選手の活躍を期待するとともに、本県の競技スポーツの振興や青少年の健全育成に大きく寄与する目的で、昭和63年度から県が実施主体となり、国民体育大会へ沖縄県の代表選手派遣を行っている。</p> <p>なお、補助金の経緯については、相当の期間が経過しているため、確認ができない状況にあるが、県としては委託として執行することは妥当であると考えている。</p> <p>また、国の「スポーツ基本法」により「国民体育大会は国と日本体育協会及び開催県で開催する」としており、都道府県持ち回り方式で実施され、県を代表して大会に参加する選手を派遣することから県が行うべき業務として委託するものである。</p>	文化観光スポーツ部スポーツ振興課

一平成25年度包括外部監査報告にかかる分一

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【県税】</p> <p>不納欠損処理する前段階の手続きが、不必要に県職員の事務量を増大させていないか検証が必要である。最小の経費で最大の効果という視点からは、未収金の管理、特に不納欠損処理については、それが徴収する税の増額に直結するものではないのであるから、それにかかる事務量を軽減する方策を検討するべきである。</p>	<p>平成25年度に包括外部監査を受け、沖縄県税未収債権管理マニュアルの総点検を行い、同年11月に全部改正を行った。</p> <p>また、滞納処分の執行停止事務の取扱いに関する通達についても総点検を行い、平成26年7月に全部改正を行った。</p> <p>不納欠損処理に係る事務量の軽減については、沖縄県税未収債権管理マニュアルを整理することで、滞納処分の執行停止事務の円滑化を図ることにより事務負担の軽減を図った。</p> <p>また、滞納処分の執行停止後の再調査について、これまで「詳細に調査を行う」としていたが、滞納処分の執行停止となる者について、その後の詳細調査において資力が回復し納税の見込みがあるという者は僅かであることから、再調査の方法を「文書照会」による調査等にすることにより、事務負担の軽減を図った。</p>	総務部税務課
監査意見	<p>【中小企業高度化資金貸付金・中小企業設備近代化資金貸付金】</p> <p>違約金については、他部署の扱いと同様に問題がある。担当者の判断に委ねられるべきものではなく、県としての方針を定め、それに従って処理すべきである。</p>	<p>平成25年度に違約金にかかる運用方針を策定し、現在同方針に基づく運用を行っているところである。</p>	商工労働部中小企業支援課
監査意見	<p>【国際物流拠点産業集積地域（那覇地区）建物使用料・同（うるま地区）施設使用料】</p> <p>未収金の発生を未然に防ぐ方策として、滞納が始まった時点で使用許可の取消しが検討されるべきである。</p>	<p>未収金の発生を事前に防ぐ方策として、入居企業の経営状況等をヒアリングなどを通じて把握するよう努めるとともに、平成26年度から賃貸工場の使用許可期間を企業の経営状況に応じて1年未満（3ヶ月、6ヶ月）に設定しているところである。</p>	商工労働部企業立地推進課
監査意見	<p>【児童扶養手当返還金】</p> <p>児童扶養手当金の過誤払いを未然に防止するために、受給者に対し資格喪失事由が発</p>	<p>過払金の未然防止については、制度周知用のパンフレットを配布するとともに、市町村説明会等で受給者の届出義務につき周知徹底するよう指導を行った。</p>	子ども生活福祉部青少年・子ども家

	<p>生した際の届出義務について十分に周知させると同時に、資格喪失事由発生の確認を徹底して行っていくべきである。</p>		<p>庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【児童扶養手当返還金】未収金の消滅時効に関しては、個々の滞納者ごとに作成する「個別滞納整理票」による管理のみならず、未収金全体の消滅時効の完成日が一覧表として確認できるような一覧表を作成して管理すべきである。</p>	<p>各債権ごとの消滅時効が確認できる一覧表を平成26年度に作成した。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・家庭課</p>
<p>監査結果</p>	<p>【高齢者居室整備資金貸付事業償還金】貸付は、沖縄県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）と個々の借受人との間で金銭消費貸借契約が締結されてなされたものであり、金銭消費貸借契約の当事者として、県は一切登場しないのであるから、契約当事者ではない県が個々の借主に対して、債権を有することの法律上の原因がない。 他方、県と県老連との関係も、金銭消費貸借契約が締結されたものではないから、県が県老連に対して債権を有するものではない。県はあくまで、県老連が個々の借主から返還を受けた金額を、県に償還する債務を負っているだけに過ぎない。 そうすると、県は一体誰から未収金を回収すればいいのかという問題が生じる。しかし、この貸付制度はその制度の建て付けにおいて、県から県老連に資金を交付し、県老連において貸付業務を行うというものになっていて、県が貸付の主体となる制度となっていない。 したがって、その制度の建て付けからして、県が何人かに対して債権を有するものではないのである。 県は借主に対しては県老連に対しても債権を有していないと考えるべきであるため、本貸付金の調定自体が誤りであり、調定の取消しを行う必要がある。</p>	<p>県及び県老連、並びに監査委員事務局と調整し、また県法律顧問による法律相談の結果、監査指摘のとおり、県は県老連に対しても、借り主に対しても債権を有していないとの見解となったため、平成26年3月20日付けで県の県老連に対する調定を取り消した。 他方上記法律相談により、県及び県老連が両者合意のうえ委任契約（借受人から県老連へ返済された債権を、県老連が県へ償還する契約）を破棄し、県老連が有する債権を県へ譲渡してもらうことは可能との見解が示されたため、平成26年3月20日付けで、上記委任契約を破棄し、債権譲渡契約を締結した。またその旨を県老連から借受人に通知した。</p>	<p>子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【中央卸売市場施設使用料・同実費徴収金】債権管理マニュアルによれば、12か月以上の滞納者で、①呼び出しに応じない者、②納付誓約書による誓約を履行しない者、その他法的措置によらなければ納入又は債権の保全が期待できない者を法的措置対象者とし、法的措置対象者選考は市場長を委員長とする委員会において選定され</p>	<p>平成13年施行の滞納整理事務処理要領の名称の変更、委員の選任等を含め即応性、実効性のある要領へ一部改正を行った(平成26年4月1日決裁)。また、平成26年8月11日に、現在、営業中2業者の未収金債権を対象として、法的措置対象者選考委員会を開催した。その中で、2業者とも一部未収金の支払いに努めていることから、当面は法的措置の対象とせず、経営状況や支払能力等を把握した上で、2回目の法的措置対象者選考委員会を行うことになった。その結果を受け、2業者と面談を行い、経営状況の分かる書類（収支決算書及び確定申告書）と、納付計画書の提出を求めており、その内容を踏まえ、2回目の法的措置対象者選考委員会を行う予定である。</p>	<p>農林水産部 流通・加工推進課</p>

るとされているので、現在営業中の業者についても同委員会の招集をすることが手続き上は適切であると考えられる。

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年6月5日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道具志川環状線道路改築事業（沖縄県うるま市字天願天願原地内から沖縄市字登川中川原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
うるま市字川崎後原	30番1	畑	公衆用道路	331.00	331.32	317.92	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB5、B4、B3、597、596、594、593、592、591、590、589、B2、B1、17、18、19、20、21及びB5の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
福原千代	沖縄県うるま市字昆布1832番地149
知念フミ子	沖縄県うるま市みどり町五丁目14番5-802号トーマスあげな
又吉宗政	沖縄県うるま市字川崎18番地
又吉宗功	沖縄県うるま市字川崎18番地
又吉宗榮	沖縄県うるま市字川崎18番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年5月14日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号